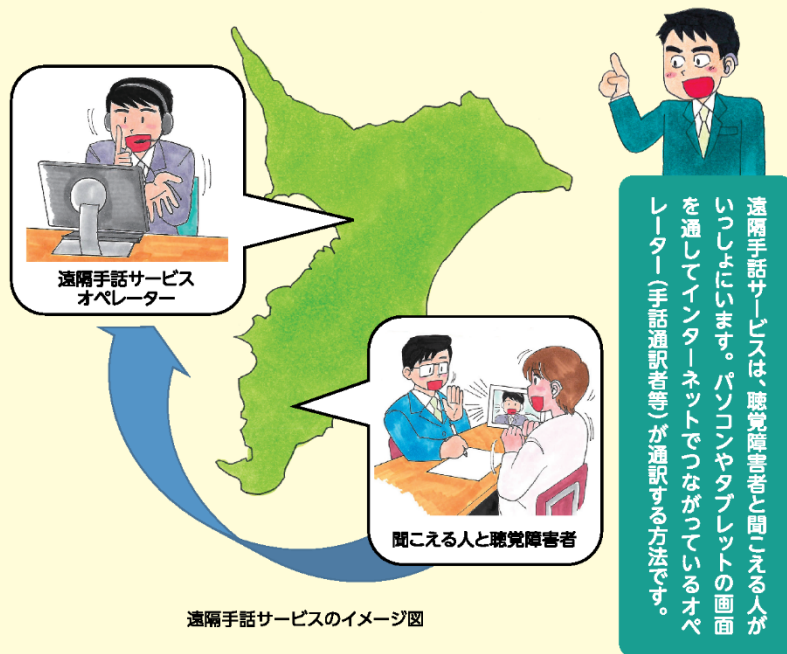




遠隔手話サービスのイメージ図

役所や事業者が遠隔手話サービスを導入するにあたって…

- 地域における公的派遣事業との連携などを有すること
- 意思疎通支援のほか意思決定支援の知識等を有するオペレーターの登用
- 苦情処理に関する責任の明確化
- 映像における手話通訳者倫理を含めたマニュアルの確立
- 緊急・広域ニーズに対応できる体制整備
- 地域手話・地域における制度の知識等を有するオペレーターの登用

③ 遠隔手話サービス

